

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 11 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780087

研究課題名(和文)官民が協働する規制システムの行政学的研究

研究課題名(英文) Study on Public/Private Collaborative Regulatory System from the Perspective of Public Administration

研究代表者

村上 裕一 (Murakami, Yuichi)

北海道大学・公共政策学連携研究部・准教授

研究者番号：50647039

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、規制の基準設定や手段選択が行われる「規制空間」の構造と広がり明らかにした。事例では、国際規制にも影響されながら、適切な基準を設定するために官民で行う事実発見と利害調整が重要であった。そこでは、規制が「公益」から逸脱することのないよう自らの裁量行使して規制空間に働き掛ける規制機関の姿も観察された。それは、調整の場やプロセスの管理、法令システム・インフラの整備、規制実施手段の制度・仕組みの選択といった「メタ規制」とでも呼べるものである。そうしてでき上がる多層的な規制システムは腐敗(corrosive capture)の発生を防止し得るが、その行政的条件を析出するのが次の課題である。

研究成果の概要(英文)：This project clarifies the structure and transformation of 'regulatory space' and its background from the perspective of public administration. Examined cases of safety regulations indicate that standard-setting and enforcement are also amidst a recent wave of 'governance', since public and private actors share discretion in fact-finding, mutual reconciliation, and global harmonization. Although it appears that governmental regulatory discretion decreases in this situation, the government views the regulatory process from a seemingly neutral and distant position, and controls the entire regulatory system for 'public interest' with various substantial or procedural regulatory schemes. This implies that the government, in a sense, strategically expands their discretion on the 'regulation of regulation' or 'meta-regulation'. This multi-layered regulation can be helpful in avoiding 'corrosive capture'. The next phase of my comparative study investigates this aspect in detail.

研究分野：行政学

キーワード：官民協働 社会管理 安全規制 技術基準 規制システム 政策プロセス ネットワーク 制度設計

1. 研究開始当初の背景

本研究では、現代行政を取り巻く環境変化が規制や社会管理の手法をどう変えるのか、官民が相互に作用・依存し合う規制行政システムの構造はどう変容しているのか、そこで規制行政機関はどのような裁量確保戦略を採っているか、といった問いに取り組む。環境変化の中であって、なお社会を適切な状態に保っていく責務を第一義的に負った規制行政機関の立場からすれば、社会の秩序を維持しさらに改善していこうとする民間のエネルギーをうまく活用しながら、同時にやはり自ら一定の裁量を行ってできる規制体制をどのように作っていくのが問題となる。

本研究では、規制の策定や実施に技術的な知見が必須の安全規制（技術基準の設定と実施）に注目する。それは、安全規制の基準を策定する際、技術開発の進展やそのコスト等、様々な価値のトレードオフを調整するという、関係者からの合意調達が重要であるとともに、技術開発の進展と連動した基準を策定するため、仮に被規制者に否応なしに強いる基準でも、いかなる基準によれば被規制者に実験を許容して技術開発意欲を駆り立て、全体の技術水準を高めることができるかという技術強制の視点も、規制や社会管理の技術として必要になってくる。こうして安全規制においては、民力を活用しながらも自らの裁量を確保するという問題が特に先鋭化すると考えられるからである。

規制の策定については、技術的知見を有する民間事業者（それは多くの場合、被規制者でもある）をそのプロセスにどの程度関与させるのか、既存の規格や自主規制基準をどのように法令体系に組み込んでいくのか、仕様・性能・目的規定のどれを用いるのか等によって、官民の持ち得る裁量や自由度——さらには規制の実効性や効率性——が異なってくる。規制の実施についても、それを規制当局が自ら行うのか、それにやや近い独立行政法人や公益法人等が行うのか、それとも民間企業や自主規制色の濃い第三者認証・自己認証に委ねてしまうのか等は様々な要因によって選択されるのであり、それは規制の実効性と効率性を規定し得る。

こうした観点での先行研究としては、「官民が裁量や自由度をどう分け合うのか」という形で一般的に論じた Donahue, J.D., & Zeckhauser, R.J. (2006). *Public-Private Collaboration*. In Moran, M., Rein, M., & Goodin, R.E. (Eds.). *The Oxford Handbook of Public Policy*. Oxford Univ. Pr.があるほか、規制の手段がソフトなものからハードなものへと階層をなしていることを指摘した理論的研究として Ayres, I., & Braithwaite, J. (1992). *Responsive Regulation: Trans-*

ceding the Deregulation Debate. Oxford Univ. Pr.、民間を巻き込んだ規制の新技术や新体制が出現しており、「小さな政府」化が一概に「規制緩和」とは言えないと指摘する研究として Hood, C., James, O., Peters, B.G., & Scott, C. (2005). *Controlling Modern Government: variety, commonality and change*. Edward Elgar Pub.が見られる。規制執行研究の先駆けである森田朗 (1988)『許認可行政と官僚制』、岩波書店は本研究にとって重要だが、それ以来、日本の規制の実態を観察した上で示される体系的な研究成果はあまりない。本研究では、事例研究によりこれらの理論的洗練を図ることを中心的目的とする。

本研究ではさらに、海外における安全等の規制の法制度設計や策定・実施のプロセス、及び、その変容を調査し、それと照らし合わせることによって我が国の規制システムの特徴を浮き彫りにしていく。例えば英国では、1970年代の経済危機でそれまでの寡頭的な政治・行政構造が崩壊し、自由で分権的な「規制国家」ができ上がったとするのが通説である。それに対して、この時期、政府とは距離を置いた市民社会（「自主規制」的な部分）に政府（「法規制」的な部分）が侵略・干渉して支配し、実質的に「中央集権」化していったとする Moran, M. (2007). *The British Regulatory State: High Modernism and Hyper-Innovation* (New Ed.). Oxford Univ. Pr.もある。これは、国や時代こそ違うものの、村上裕一 (2012)『「法規制化」と業界自主規制の遷移』『計画行政 (第35巻 第3号)』pp.44-51.が論じた「法規制化」という我が国の潮流と共通する現象であり、その要因を検討することは比較行政の観点からも有意義と思われる。行政学やガバナンスの理論との関係では、ヨーロッパで Osborne, S.P. (ed.). *The New Public Governance? Emerging Perspectives on the Theory and Practice of Public Governance*. Routledge.が提示した「ニュー・パブリック・ガバナンス」論との接合・比較検討も求められる。

2. 研究の目的

本研究では、官民が相互に作用・依存し合う規制システムの構造とその変容、及び、その中での規制行政機関の裁量確保戦略を明らかにするべく、安全等を規制する行政システムを研究する。安全の規制システムでは、技術的知見を有する被規制者から実現可能性について合意を得ながらも彼らに実効的な規制を課していく必要があり、官と民とが絶えず「協働」している。こうした規制行政システムについて、少なくとも現在の日本における個々の規制実態を観察し体系化した研究成果はあまりない。本研究では、学際的な視点も持ちつつ実態を分析し、実効的かつ

効率的な規制の実施や規制行政システムの管理・運営に向けた制度設計と運用手法を提示し、官民が協働する規制行政システムのより一般的なモデルの構築を目指す。

3. 研究の方法

本研究では、官民が協働する規制行政システムの構造とその変容について、社会科学のみならず自然科学や実務の分野横断的な観点から多面的に検討を行う。具体的には、(1)官民が協働する規制行政システムにおける法制度と政策過程の調査・分析、(2)国内外の規制領域間の比較研究と各領域の特徴抽出、(3)本研究の成果と行政学理論との接合と体系的整理を行い、これらを相互に関連させつつ官民が協働する規制行政システムの実態、政策的課題、対応策について実証的に検討する。そして、官民の役割分担や利害関係が錯綜する現状を踏まえつつ、より実効的かつ効率的な規制の策定・実施のための制度設計・運用手法の提言・構築に向けた検討を進める。こうして得られた社会的、技術的な知見を総括し、様々な政策課題に係る官民の利害関係者間の調整や協働を促進する方法論を検討・再構築して、実効的かつ効率的な規制の策定と実施のための制度設計と運用手法の選択肢を提示する。

4. 研究成果

4.1. 2013 年度

2013 年度の成果は、①個別規制分野の調査・分析、②分野間の比較研究、③その成果と行政学理論との接合、の3つに要約される。

① 個別規制分野の調査・分析

建築・自動車・電気用品における規制改革の動向に加え、国際的次元と国内（中央・地方）的次元とを貫く船舶・港湾・鉄道・化学物質に関する規制のシステムについて、その制度と運用、政治・行政と科学技術の交錯といった観点から検討するべく情報収集をした（業績：B-⑭、B-⑫）。

② 分野間の比較研究

規制行政機関の手段選択や規制システムの構造が、当該技術（リスク）の特性とそれに関する社会の認識、関連する学・協会や業界団体、第三者機関等の機能の適切さ、規制の趣旨に沿った民間事業者の取り組みや消費者の選択行動への期待可能性、によっても規定されるという結論を得た（業績：A-⑰、A-⑯、A-⑮、A-⑭、A-⑬）。

③ これまでの成果と行政学理論との接合

規制行政のシステムに関わるアクターとプロセスがこれまで以上に多元化・複雑化しているという「ニ

ュー・パブリック・ガバナンス」は我が国にもかなり当てはまるが、そうした中での官僚制や規制行政組織の変化は、我が国特有の文脈によって条件付けられている。そうした視点での今後の研究の基盤を築くべく、今年度はまず我が国の行政の組織や活動をその「独立性」という切り口で分析した（業績：A-⑱）。

4.2. 2014 年度

2014 年度の成果は、①個別分野の調査・分析、②分野間比較研究の視座の模索、③その成果と行政学理論との接合、の3つに要約される。

① 個別分野の調査・分析

これまでに取り組んできたものに加え、国際的次元と国内的次元とを貫く好例として船舶の規制改革の動向についての情報収集をした（業績：A-⑩）。さらに、視野を執政レベルにも広げ、科学技術政策全体を司る建付けの「総合科学技術・イノベーション会議」の司令塔機能強化に関する事例研究にも取り組んだ（業績：A-⑩）。これらは行政と執政とで一見次元が異なるが、政策の策定と実施を巡る官民関係・システムを捉える上では、併行して採り上げる意義のある事例である。

② 分野間比較研究の視座の模索

個別事例研究を積み重ね、それらの比較を通して大きな理論的知見を獲得しようとする本研究では、個別事例を比較するに当たっての視座を確立する必要がある。上記の船舶を含むこれまでの事例研究の成果を踏まえると、事例比較の軸として、規制対象リスクの特性、エンフォースメントの容易さ、規制体制（担い手）の態様、があるのではないかとの考えに至った（業績：A-⑩）。

③ 行政学理論との接合

併行して取り組んだ文献調査により、多元的な規制空間のモデル化、ガバナンスの理論的展開、囚虜理論の再検討（例えば、*cultural capture* や *corrosive capture* の新概念）といった理論研究の動向が見出され、本プロジェクトでの研究成果と接合を図ることで以後の理論的検討事項を整理した（業績：A-⑫、A-⑨）。

4.3. 2015 年度

2015 年度の成果は、①規制行政の体系的把握、②官民の役割と責任に関する分析、③教訓導出に向けた準備的考察、の3つに要約される。

① 規制行政の体系的把握

船舶の国際規制の国内実施のほか、2014 年度に引き続き、国内の科学技術政策全体を司る（ものとされる）「総合科学技術・イノベーション会議」の成立過程と運用を、中央省庁等改革に遡って振り返った

(業績：C-②)。これらの事例はいずれも本研究に言う「規制行政システム」の中に位置付けられるもので、規制に係る政治・行政関係や、政治主導と省庁共同体の関係の理解にも資するものとなった。

② 官民の役割と責任に関する分析

規制行政システムで官と民とは活動の自由度(「自在幅」)を分け合っているのだと解釈した上で、その「自在幅」、及び、それと表裏一体の行政責任・行政統制の態様を検討した。その結果、伝統的な意味での行政統制の強化・実質化は認められる一方、様々な国際機関や民間アクターが公共的活動に参画してきていることにより、それらにもある程度の責任を分担して問う向きがあること、さらに、規制の科学的根拠の要求、及び、「消費者主権」や「競争」・「淘汰」といったある種の市場的メカニズムが、新たな行政統制原理として見出された(業績：A-⑦、B-⑨)。

③ 教訓導出に向けた準備的考察

2014年度に引き続き、規制の腐敗とでも言うべき囚虜(*corrosive capture*)に関する理論研究をレビューし、我が国の規制行政システムを前提とした場合、腐敗のいかなる予防方策が有効であり得るかを検討した。事例として取り上げた医薬品のネット販売規制において、専門性にはある程度の多様性があり、内閣レベルの規制改革会議の役割に期待ができる一方、司法判断や規制の費用対効果分析が、先行研究が言うほどには予防方策たり得ていないことが明らかになった(業績：A-⑤、B-⑧)。

4.4. 2016年度

2016年度の成果は、①成果図書の出版とフォローアップ、②規制行政システムの理論・事例研究、③「多層的規制モデル」への着眼、の3つに要約される。

① 成果図書の出版とフォローアップ

本研究の成果として、図書『技術基準と官僚制：変容する規制空間の中で』を出版した。これへの書評にも応える形で、新たにガバナンスと囚虜(キャプチャ)の関係、官僚制理論への拡張可能性、事務官と技官の境界変容といった諸論点について追加的に検討した(業績：A-④、B-④)。この成果は他の官僚制研究に照らしてもある程度の一般化が可能との感触を得ている。

② 規制行政システムの理論・事例研究

船舶の国際標準化戦略のほか、2015年度に引き続き、日本の科学技術政策の推進体制、北海道における地方創生への取組み、国と自治体の空き家対策といった「規制行政システム」の事例を研究した。日本の科学技術政策の推進体制については、科技庁創設(1956年)と「総合科学技術・イノベーション会議」司令塔機能強化(2015年)のプロセスの異同を

整理し(業績：B-①)、北海道における地方創生への取組みについては道内自治体の調査結果から中央・地方関係の変容を考察し(業績：A-②)、国と自治体の「規制行政システム」については、空き家特措法への対応状況を素材として政官・官民・政府間関係を検討した(業績：A-①)。

③ 「多層的規制モデル」への着眼

本研究全体から導かれたのは、規制機関の多層性が、一定の条件の下で規制の公益性を高めるのではないかという見立てである。2016年度はアメリカOMB/OIRAとヨーロッパIABとを比較し、日本版規制監督機関(ROB: Regulatory Oversight Body)のあり方を検討した。その結果、政治的・技術的正当性を有する「多層的規制モデル」が、岩盤化している規制の改革のきっかけをもたらす可能性が示唆された(業績：B-②)。

4.5. 小 括

本研究では、「規制の政策プロセス、制度、運用、様々な主体、各々の規範、態度、アイディア、コントロールの多様なメカニズムの総体」を「規制空間」

(Scott, C. (2001). *Analyzing Regulatory Space. Public Law (Summer 2001)*. pp.329-353.) と捉え、規制の基準設定や手段選択を(時に自主・自発的に)行う民間アクターも含む「規制空間」の広がりや事例研究により明らかにした。取り上げた事例では、国際規制にもかなり影響されながら、適切な基準を設定するために官民で事実発見(*fact-finding*)と利害調整を行うことが重要であったことから、そこには「ガバナンス」、すなわち、「自立的な多数の主体が相互に強調し、多面的な調整を行うことによって安定した社会秩序を作り上げる社会」(森田朗(2001)『改訂版 現代の行政』放送大学教育振興会)が看取された。しかし同時に、そうした規制が「公益」を大幅に逸脱することのないように自らの裁量を行使して規制空間に働き掛けようとする規制機関の姿も観察された。例えば、調整の場やプロセスの管理、法令システム・インフラの整備、規制実施手段の制度・仕組みの選択といった「メタ規制」(Morgan, B. (1999). *Regulating the Regulators, Public Management.*)とでも呼べるものである。

しかしながら、規制空間において、現実にはやはり規制機関と規制対象者とが構成する利害共同体が厳然と存在しているため、規制機関とて常に「公益」実現を担えるかということと不安も大きい。実際、Carpenter, D. and Moss, D.A. (2014). *Preventing Regulatory Capture*. New York: Cambridge Univ. Pr. が *corrosive capture* と呼んだ「規制の策定においてであれ実施においてであれ、継続的にあるいは繰り返し、産業界自体の意思と行動により、結果として

公益からかけ離れ、被規制者である産業界の利益に資するものになる」状況は、規制空間において十分に起こりがちである。この「公益」には様々な理解があり得るが、まずは、規制が特殊利益にのみ資するということがないよう極端な偏りが補正された状態であること、さらにはそれが公正で有効なものであることとひとまず捉える。これを実現するための行政的条件を検討するのが、本研究に続くプロジェクトの課題である。

5. 発表論文等

[A : 雑誌論文] (計 18 件)

- ① 村上裕一「分権化の中の地方議員の役割：空き家特措法への対応状況からの一考察」、査読有、2017年5月、『社会技術研究論文集 (Vol.14)』、印刷中
- ② 村上裕一、小磯修二、関口麻奈美「『地方創生』は北海道に何をもちたか：道内自治体調査の結果とその分析を通して」、査読無、2017年3月31日、『年報 公共政策学 (第11号)』、pp.119-137.
- ③ 村上裕一「官民協働の政策形成支援：規制研究の成果を用いた安全・安心な地域・社会づくり」、査読無、2017年3月、北大産学・地域協働推進機構『北大 研究シーズ集 Vol.4 2017』、p.143.
- ④ 村上裕一「北海道大学法学会記事」、査読無、2016年5月26日、『北大法学論集 (第67巻 第1号)』、pp.145-147.
- ⑤ 村上裕一「いわゆる Corrosive Capture とその予防方策」、査読無、2016年3月31日、『年報 公共政策学 (第10号)』、pp.141-165.
- ⑥ 村上裕一「規制研究の成果を用いた安全・安心な地域・社会づくり－官民パートナーシップの政策形成支援」、査読無、2016年3月、北大産学・地域協働推進機構『北大 研究シーズ集 Vol.3 2016』、p.137.
- ⑦ 村上裕一「行政活動の『自在幅』－裁量・統制・責任－」、査読無、2016年1月29日、『北大法学論集 (第66巻 第5号)』、pp.129-154.
- ⑧ 村上裕一「北海道で改めて考える蠟山行政学」、査読無、2015年6月30日、北海道大学『政治研究会会報 (第36号)』、pp.1-3.
- ⑨ Murakami, Yuichi. "Social System: Elucidating the Complicated Structure of 'Public Administration' Spreading Inside and Outside of Japan", 査読無、2015年4月23日、*Hokkaido University Research Frontiers*.
- ⑩ 村上裕一「『司令塔機能強化』のデジャ・ヴュ：我が国の科学技術政策推進体制の整備を例に」、査読無、2015年3月31日、『年報 公共政策学 (第9号)』、pp.143-168.
- ⑪ 村上裕一「船舶の国際規制の特徴：他の産業分野との比較研究に向けた論点整理」、査読有、2014年11月、『日本海洋政策学会誌 (第4号)』、pp.127-138.
- ⑫ 村上裕一「社会システム：国内外に広がる複雑な『行政』の構造を解明する」、査読無、2014年10月、『知のフロンティア：北海道大学の研究者は、いま (第3号)』、pp.26-27.
- ⑬ 村上裕一「規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (6・完)」、査読有、2013年12月、『国家学会雑誌 (第126巻 第11-12号)』、pp.1064-1123.
- ⑭ 村上裕一「規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (5)」、査読有、2013年10月、『国家学会雑誌 (第126巻 第9-10号)』、pp.868-923.
- ⑮ 村上裕一「規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (4)」、査読有、2013年8月、『国家学会雑誌 (第126巻 第7-8号)』、pp.688-741.
- ⑯ 村上裕一「規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (3)」、査読有、2013年6月、『国家学会雑誌 (第126巻 第5-6号)』、pp.438-499.
- ⑰ 村上裕一「規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (2)」、査読有、2013年4月、『国家学会雑誌 (第126巻 第3-4号)』、pp.197-245.
- ⑱ 村上裕一「行政の組織や活動の『独立性』について」、査読有、2013年4月、『社会技術研究論文集 (Vol.10)』、pp.117-127.

[B : 学会発表] (計 14 件)

- ① 村上裕一「科学技術政策の『司令塔機能強化』の行政学的意義」、講演、2016年12月20日、第1回 大阪大学豊中地区研究交流会 第2部 文理融合セミナー、大阪大学 (大阪府・豊中市)

- ② 村上裕一「日本版『規制監督機関』のデザイン：規制の良し悪しを評価するという観点から」、口頭発表、2016年11月26日、日本評価学会 第17回全国大会、広島大学（広島県・東広島市）
- ③ 村上裕一「SIP、先送り問題」、講演、2016年11月4日、シンポジウム「高齢化するインフラにどう対応するか—インフラ維持管理・更新・マネジメント技術の社会実装—」、北海道大学（北海道・札幌市）
- ④ 村上裕一「『技術基準と官僚制』とそれ以降の取り組みについて」、口頭発表、2016年10月28日、先端行政学研究会、東京大学（東京都・目黒区）
- ⑤ 村上裕一「北大で学ぶ公共政策学入門：実務と理論を架橋する」、講演、2016年8月7日、北大オープンキャンパス、北海道大学（北海道・札幌市）
- ⑥ 村上裕一「行政研究における法学と政治学の対話可能性について」、口頭発表、2015年12月17日、北大法学会、北海道大学（北海道・札幌市）
- ⑦ 村上裕一「規制を評価する仕組みについての一考察」、口頭発表、2015年12月12日、日本評価学会 第16回全国大会、JICA 沖縄国際センター（沖縄県・浦添市）
- ⑧ 村上裕一「いわゆる Corrosive Capture とその予防方策」、口頭発表、2015年10月10日、日本政治学会研究会（分科会 B-1：政府と市場）、千葉大学（千葉県・千葉市）
- ⑨ 村上裕一「『行政裁量』と現代の行政責任・行政統制について」、口頭発表、2015年5月8日、日本行政学会研究会（分科会 A：行政責任・行政統制をめぐる変容）、沖縄県男女共同参画センター（沖縄県・那覇市）
- ⑩ 村上裕一「技術基準と官僚制」、口頭発表、2015年4月24日、「北海道大学政治研究会」、北海道大学（北海道・札幌市）
- ⑪ 村上裕一「船舶規制と国際経済法との接点について」、口頭発表、2015年3月28日、「国際経済法・国際行政法基礎理論研究会」、明治大学（東京都・千代田区）
- ⑫ 村上裕一「IMO における船舶の安全・環境規制策定の動向とその分析」、口頭発表、2014年3月

2日、日本計画行政学会「若手研究交流会（第8回）」、学習院大学（東京都・豊島区）

- ⑬ 村上裕一「安全規制の国内実施について：木造建築・自動車・電気用品等を例に」、口頭発表、2014年3月1日、「環境条約の日本における国内実施に関する学際的研究—国際・国内レベルでの規律の連関」研究会、東京大学（東京都・文京区）
- ⑭ 村上裕一「我が国港湾の『総合的管理』における国と地方の『役割分担』について」、査読有、口頭発表、2013年12月7日、日本海洋政策学会「年次大会（第5回）」、東京大学（東京都・文京区）

〔C：図書〕（計4件）

- ① 村上裕一『技術基準と官僚制：変容する規制空間の中で』、図書、2016年5月18日、岩波書店
- ② 村上裕一「政治と公共政策—科学技術の省庁再編をめぐる」、査読無、2016年3月31日、北海道大学公共政策学研究センター監修・西村淳編『公共政策学の将来：理論と実践の架橋をめざして』、北海道大学出版会、pp.99-130.
- ③ Murakami, Yuichi. "Regulation, Governance, and 'Capture': Commentary on My Case Studies and Theoretical Trend", non-refereed paper, 31st March 2016, *Frontiers in Public Policy: Special Edition of Annals, Public Policy Studies 2015*, pp.57-69.
- ④ 村上裕一「地方鉄道の災害対策と復旧・復興」、査読無、2015年9月24日、村松岐夫＝恒川恵市監修・城山英明編『大震災に学ぶ社会科学（第3巻）福島原発事故と複合リスク・ガバナンス』、東洋経済新報社、pp.329-347.

〔その他〕

- ・村上裕一のホームページ
<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~yuichim/>
- ・村上裕一（researchmap）
<http://researchmap.jp/yuichim/>

6. 研究組織

- ・研究代表者
村上 裕一（MURAKAMI, Yuichi）
北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・准教授
研究者番号：50647039

（以上）